

## 過疎関係市町村について (平成29年4月1日現在)

〈今回の改正法による要件追加後の過疎関係市町村数〉

	過疎地域の 市町村数 (2条1項)①	みなし過疎 市町村数 (33条1項)②	一部過疎を有 する市町村数 (33条2項)③	過疎関係 市町村数 ①+②+③
H28.4.1	616 (35.9%)	30 (1.7%)	151 (8.8%)	797 (46.4%)
H29.4.1	647 (37.7%)	25 (1.5%)	145 (8.4%)	817 (47.6%)

※( )書きは、全国の市町村数(1718)に対する比率

〈H29.4.1 追加団体〉

	①改正前の非過疎団体で新たな過疎地域の要件に該当する団体	②改正前の一部過疎団体で新たな過疎地域の要件に該当する団体	③改正前のみなし過疎団体で新たな過疎地域の要件に該当する団体
青森県	板柳町		南部町
岩手県	陸前高田市、野田村		
宮城県	山元町		加美町
秋田県	にかほ市、井川町		
福島県	石川町、浪江町		
茨城県	利根町		
栃木県	塩谷町		
埼玉県		小鹿野町	
千葉県	東庄町		
神奈川県	真鶴町		
富山県	氷見市		南砺市
石川県	宝達志水町		
福井県		大野市	
静岡県	下田市		
京都府	南山城村	京丹後市	
兵庫県	神河町	宍粟市	
奈良県	御所市、三宅町、明日香村	宇陀市	五條市
愛媛県		伊方町	
福岡県			八女市
計	20団体	6団体	5団体

# 都道府県別過疎関係市町村数（平成29年4月1日時点）

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町村 (33条1項)	一部過疎を有する市町村 (33条2項)
北海道	179	149	144	0	5
青森	40	29	23	1	5
岩手	33	24	20	1	3
宮城	35	10	7	0	3
秋田	25	23	18	4	1
山形	35	21	18	2	1
福島	59	31	27	1	3
茨城	44	5	2	0	3
栃木	25	4	3	0	1
群馬	35	14	9	0	5
埼玉	63	4	2	0	2
千葉	54	7	6	0	1
東京都	39	6	6	0	0
神奈川県	33	1	1	0	0
新潟	30	14	9	1	4
富山	15	4	3	0	1
石川	19	10	6	0	4
福井	17	6	3	0	3
山梨	27	15	7	0	8
長野	77	37	29	0	8
岐阜	42	14	7	1	6
静岡	35	9	5	0	4
愛知	54	5	3	0	2
三重	29	9	7	0	2

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町村 (33条1項)	一部過疎を有する市町村 (33条2項)
滋賀	19	2	0	0	2
京都	26	10	7	1	2
大阪	43	1	1	0	0
兵庫	41	10	7	0	3
奈良	39	18	18	0	0
和歌山	30	18	15	2	1
鳥取	19	12	8	0	4
島根	19	19	15	2	2
岡山	27	20	13	1	6
広島	23	16	10	0	6
山口	19	12	6	0	6
徳島	24	13	11	0	2
香川	17	8	6	0	2
愛媛	20	17	11	1	5
高知	34	28	24	0	4
福岡	60	21	16	2	3
佐賀	20	9	5	0	4
長崎	21	13	10	1	2
熊本	45	27	22	2	3
大分	18	16	12	1	3
宮崎	26	17	13	0	4
鹿児島	43	41	35	0	6
沖縄	41	18	17	1	0
全国	1,718	817	647	25	145

- (備考) 1 市町村数は平成29年4月1日現在  
 2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。  
 3 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳

市町村別団体数	
市	279
町	410
村	128